

**購買システム（株式会社 KOBUY 間接材購買
プラットフォーム「KOBUY」）における
見積依頼機能対応事業者の公募に係る募集要領**

2026 年 9 月 30 日

国立研究開発法人国立環境研究所

会計課

1. 募集要領

(1) 募集の概要

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、少額の物品購入に係る調達手続きの効率化等を目的に、購買システム（株式会社 KOBUY 間接材購買プラットフォーム「KOBUY」）（以下「KOBUY」という。）を導入し、本年7月1日から稼働開始した。以下に記載する諸条件に従って、KOBUY における見積依頼機能対応事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

なお、少額物品（1回の発注当たり合計金額が50万円未満）は原則として KOBUY を通じて調達を行う予定である。KOBUY の概要については、別添1を参照のこと。

(2) 履行期間

KOBUY 利用開始日から当該年度の末日まで。

ただし、特段の事情がなければ、年度単位を原則として更新を行うこととする。

(3) KOBUY 利用に当たっての留意事項

① KOBUY を通じて購入する物品の納品場所及び納品方法

- 1) NIES つくば本部（〒305-8506 茨城県つくば市小野川 16-2）：代理店等による直接納品（以下「直接納品」という。）。ただし、会計課にて検収を受けた後、研究室まで直接納品すること。
- 2) NIES 福島地域協働研究拠点（〒963-7700 福島県田村郡三春町深作 10-2、以下「福島拠点」という。）：宅配納品
- 3) NIES 琵琶湖分室（〒520-0022 滋賀県大津市柳が崎 5-34、以下「琵琶湖分室」という。）：宅配納品
- 4) NIES 水道水質研究和光分室（〒351-0104 埼玉県和光市南 2-3-6、以下「和光分室」という。）：宅配納品

※ ただし、法令や宅配業者の規定により、宅配納品が不可の物品については、直接納品を行うこと。なお、宅配納品の3地点については、宅配納品が不可の物品以外についても直接納品となっても差し支えない。一部の商品について、例外的に、つくば本部への納品が宅配納品となる場合には、NIES 担当者に事前に相談の上、伝票等に注文番号、ユニット名及び NIES 担当者名を明記すること。

※ 直接納品、宅配納品いずれの場合も、納品の際は可能な限りまとめた納品となるように努めること。

② KOBUY における表示等について

- 1) 送料は原則無料とすること。一部有料となる場合は、当該送料を商品単価に含めること。
- 2) 値引きについては、原則、商品単価に含めること。商品単価に含めることができない場合は、見積金額提示時に具体的な金額が確認できるようにすること。
- 3) 中古品、新古品又はジャンク品については、原則、商品名で確認できるようにすること。商品名に含めることができない場合は、見積金額提示時に確認できるようにすること。また、保証付きの物品については、メーカー保証（書）又はそれに代わる証明（書）の有無及び保証期間も確認できるようにすること。
- 4) 上記1)～3)については、対応可否を別紙1の参加申込書に記載すること。

③ 返品等の場合の対応

不良品等に伴い、NIES 等の申請によりキャンセル、返品、返金の処理（以下「キャンセル等」という。）が発生する場合、事象発生判明から 3 営業日以内に NIES 会計課担当者に連絡し、指示を仰ぐこと。また、事象発生から 90 日以内に各種処理を完了すること。

なお、年度末の納品状況によってキャンセル等の相談が発生する場合があるので、留意すること。ただし、NIES の過失による場合は除く。

④ 情報セキュリティの確保

事業者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に以下の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/about/info-security/sec_policy.pdf)

- 1) 事業者は、KOBUY 利用の開始時に、KOBUY 利用に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- 2) 事業者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- 3) 事業者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- 4) 事業者は、NIES から提供された要機密情報が KOBUY 利用終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- 5) 事業者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は事業者において KOBUY 利用に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- 6) KOBUY 利用に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。

⑤ 検査

物品の納入に際しては、NIES 担当者立会いによる検査に合格しなければならない。

⑥ 協議事項

KOBUY 利用に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

⑦ その他

- 1) KOBUY 利用に伴い株式会社 KOBUY（以下「KOBUY 社」という。）に支払う手数料（検収データに基づき決定される売上合計金額に応じて決定。手数料率は KOBUY 社 サプライヤーアライアンス（連絡先：sup-partners@kobuy.jp）にお問い合わせください。）、KOBUY 利用に伴う通信料は事業者負担となる。
- 2) 1. (2) に示す期間（始期は各社ごとに別途調整）、KOBUY の利用ルールを規定し

た利用規約に従い、KOBUY における一連のサービス提供に同意すること。

- 3) 1. (2) に示す期間中に発生した案件（発注済の案件だけでなく、KOBUY 上でカートを確認した案件も含む。）については、1. (2) に示す期間の後であっても、請求処理まで対応すること。
- 4) 1. (2) に示す期間中、事業者側の都合でサービス提供を取りやめないこと（障害やメンテナンスによる一時的な停止は除く。）。
- 5) KOBUY 機能改修等に伴って、技術的要件が変更となった場合には、事業者側でシステム連携等のために必要な対応を実施すること。ただし、KOBUY 社は事業者の個々の事情を勘案して時期や仕様の調整を行う。
- 6) 事業者自身が販売契約の相手方となる商品のみを KOBUY で取扱うこと。
- 7) NIES 担当者の問合せに対応できるよう、電話番号やメールアドレス等の問合せ先を事前に NIES に提示すること。可能な限り 2 営業日以内に返信できる体制を用意すること。
- 8) 上記 7) の問合せにおいては、日本語（ネイティブレベル）で対応できること。
- 9) 事業者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。
- 10) 事業者は、NIES 担当者が必要に応じて行う情報提供依頼（グリーン購入法の適否など）に協力すること。

2. 募集要領等に関する質問

募集要領等に関する質問がある場合においては、次に従い、質問書を提出すること。ただし、内容によっては、公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある点に留意すること。

(1) 質問書受領期限

本公募に関する質問は随時受け付ける。

(2) 提出方法

電子メールにて質問書データ（HP 掲載の指定様式）を送付すること。（送付先：chotatsu@nies.go.jp）電子メールの件名は【質問の提出（KOBUY における見積依頼機能対応事業者の公募）（担当：小西）】とすること。

(3) 回答

質問への回答は順次行う。なお、共通して周知すべき内容については、当研究所 HP 上（本募集要領と同一ページ）に掲載する。

3. 応募手続き

(1) 受付期間等

① 受付期間

本公募は随時応募を受け付ける。なお、本公募を終了する場合は、当研究所 HP（本募集要領と同一ページ）において事前に周知する。

② 提出先

〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係（担当：小西）

メール：chotatsu@nies.go.jp

③ 提出部数（郵送又は持参する場合）

- ・参加申込書 1 部

- ・資格審査決定通知書（全省庁統一資格）写し 1 部（全省庁統一資格がない場合は、代わりに商業・法人登記に係る登記事項証明書（提出日から 3 か月以内に発行されたもの）及び会社概要資料各 1 部を提出すること。）

④ 受付方法

電子メール（ファイル形式は PDF とし、NIES 担当者からの受領確認メールの送信をもって受領とする。）、郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）又は持参によるものとする。電子メールの件名は【応募書類の提出（KOBUY における見積依頼機能対応事業者の公募）（担当：小西）】とすること。

(2) 公募参加資格

- ① 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 5 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 6 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 1. (3)「KOBUY 利用に当たっての留意事項」にて示す契約等に当たっての注意事項を遵守し、別添 2「暴力団排除等に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

4. 事業者の採択方法

(1) 採択方法

提出された参加申込書については順次審査を当所で行い、3 (2) にて示す公募参加資格の全項目を満たすと認められた者に対して、KOBUY の利用ルールを規定した利用規約を送付する。規約への同意が確認された者を採択事業者として決定し、その旨を通知する。

(2) 参加申込書に関するヒアリング

必要に応じて、参加申込書に関するヒアリングを開催する。開催する場合には、開催時間、場所等について、有効な参加申込書を提出した者に対して連絡する。

(3) 見積依頼機能対応事業者決定

見積依頼機能対応事業者の決定は、参加申込書の受領後 1 ～ 2 か月程度を予定している。

5. その他

(1) 参加申込書等の履行の確約

事業者は、参加申込書等の内容の履行を確約しなければならない。

(2) 参加事業者以外の KOBUY 参加協力者が存在する場合

参加事業者以外の者の協力を得て KOBUY に参加する旨の提案を行っている場合は、その履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、再委任等の実施書又は共同事業実施協定書の提出を求めることがある。参加事業者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、4. による決定は、その効力を失う。

◎添付資料

- ・別紙 1 参加申込書
- ・別添 1 購買システムの概要
- ・別添 2 暴力団排除等に関する誓約事項

(別添 1)

購買システム（株式会社 KOBUY 間接材購買プラットフォーム「KOBUY」）の概要

1 目的

NIES では、少額の物品購入において、物品発注までの日数・作業量の低減や情報の可視化による発注状況等の確認負荷の低減等を目的として購買システム「KOBUY」を導入し、本年 7 月 1 日から稼働開始した。

2 KOBUY を用いた購買のフロー

KOBUY を用いた購買のフローを図 1 に示す。見積依頼機能の場合は、バイヤー（今回は NIES）が KOBUY 上で行った見積依頼を受けて、サプライヤーが回答を入力。その回答をバイヤーがカートに連携して発注処理を行うと、発注先サプライヤーに注文通知が届く。その後、商品が納品・検収され、支払が行われる。商品の納品等一部のプロセスを除き、見積から請求までを KOBUY 上で行うことができる。

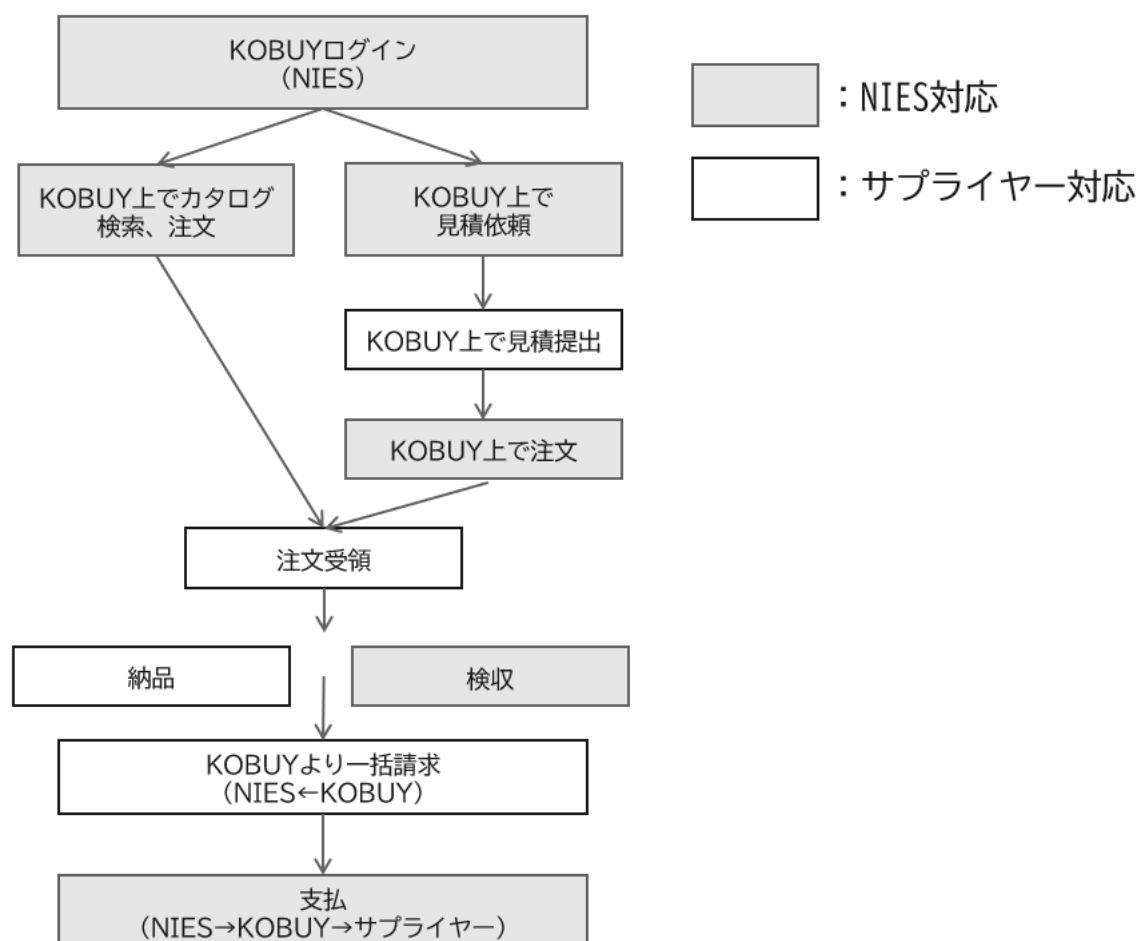


図 1 KOBUY 上での発注～支払の流れ（株式会社 KOBUY 資料から転記）

3 主な機能（電子カタログの種類及び見積依頼機能）

KOBUY の主な機能を図 2 に示す。大きく分けると、3 種類の電子カタログ（本公募対象外）とサプライヤーへの見積依頼機能（本公募対象）を有する。

3-1 電子カタログ（本公募対象外）

① 外部カタログ（パンチアウトカタログ）

KOBUY と連携可能なパンチアウトサイト（通販サイト）のオンラインカタログである。既存の電子カタログを KOBUY と連携させて用いるものである。

② KOBUY EC 連携カタログ

商品データベースを保有する販売店が KOBUY の機能を用いて作成するオリジナルカタログである。KOBUY と連携できない通販サイトやパンチアウトサイトをもたない販売店でも、KOBUY 内にオリジナルのカタログを作成・登録することができる。

カタログの作成内容は、NIES と株式会社 KOBUY（以下「KOBUY 社」という。）が相談のうえ決定する。カタログの作成や更新は KOBUY 社が技術的なサポートを行うが、操作や責任は、原則、販売店が負う。

③ 内部カタログ

NIES が単価契約を締結する物品の一部を KOBUY 内に電子カタログ化するものである。

3-2 見積依頼機能（本公募対象）

①～③のカタログに掲載されていない商品や特注品等を、事前に登録されたサプライヤーに KOBUY 上で見積依頼をする機能である。KOBUY 経由で NIES からメール通知により見積依頼の連絡があったときに、KOBUY 上で見積を作成する。内容や条件によって、見積を辞退することも可能である。

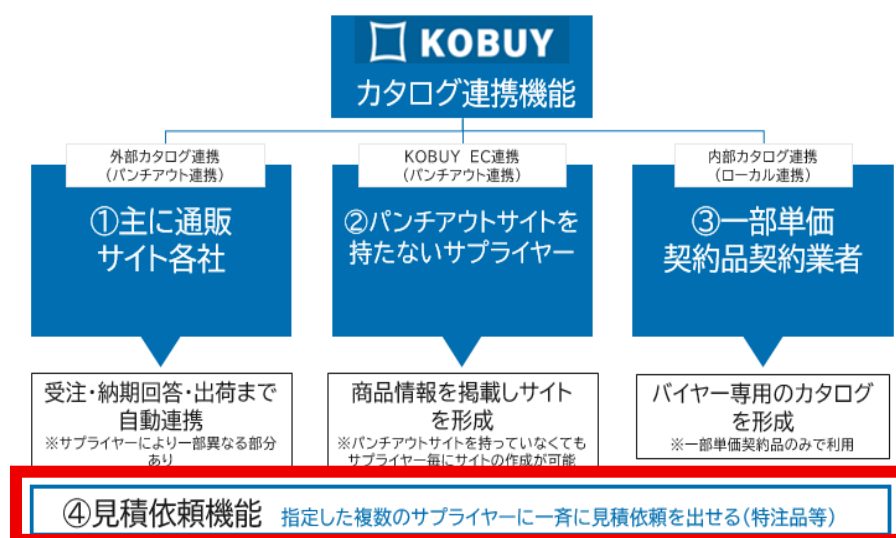


図 2 KOBUY の主な機能（KOBUY 社資料から転記）

※本公募の対象は④

(別添2)

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加申込書の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/about/disclosure/kitei/>